千葉地方裁判所委員会(第4回)議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 日 時

平成17年5月27日(金)午後1時15分から午後4時00分まで

2 場 所

千葉地方裁判所第1会議室

3 出席者

【委員】

(1号委員 9人)

青木佐登至(千葉テレピ),赤田靖英(千葉日報),池永静枝(千葉市),久保形法子(調停委員),高田廣(千葉銀行),高野真光(日本放送協会),長澤幹男(司法書士),林陽一(千葉大学),三善勝代(和洋女子大学)

(2号委員 2人)

大島有紀子(弁護士),酒井正利(弁護士)

(4号委員 2人)

山崎潮(千葉地裁所長),山口博(千葉地裁民事部総括判事)

【運営委員会構成員】

金谷暁(千葉地裁刑事部総括判事),宮尾成明(千葉地裁民事首席書記官),山田聡(千葉地裁刑事首席書記官),中井憲一(千葉地裁事務局長),渡辺雅伸(千葉地裁総務課長朝佐),宮澤康弘(千葉地裁総務課課長補佐)

【オブザーバー】

鹿見順子(千葉簡裁庶務課長兼上席主任書記官)

【庶務担当者】

井上弘(千葉地裁総務課庶務係長),小川良男(千葉地裁総務課警備係長)

4 議事

- (1) 開会のあいさつ
- (2) 新委員及び新運営委員の紹介
- (3) 委員長の選任(互選)(発言要旨は,別紙1のとおり)

【選任された委員長】

山崎潮(千葉地裁所長)

- (4) 新委員長就任あいさつ【あいさつ要旨は、別紙2のとおり】
- (5) 報告事項【報告要旨は,別紙3のとおり】
 - ア 第3回議事概要の公開について
 - イ 平成17年度憲法週間広報行事の開催について
- (6) 意見交換【発言要旨は,別紙4のとおり】

- テーマ1「簡易裁判所へのアクセス拡大について」
- テーマ2「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」
- (7) その他 【報告要旨は,別紙5のとおり】
 - ア 千葉地方裁判所庁舎の建て替えについて
 - イ 市町村合併に伴う管轄区域の変更等について
- (8) 千葉地方裁判所委員会(第5回)の開催について
 - ア 意見交換テーマ

【了承事項】

第5回の当委員会における意見交換テーマを「国民が利用しやすい庁舎にするための方策等」及び「裁判員制度の円滑な導入のための方策等」とする。

イ 開催期日

【了承事項】

第5回の当委員会の開催日を平成17年11月11日(金)午後1時15分から 午後4時までとする。

(9) 閉会のあいさつ

5 配布資料

- (1) 進行次第
- (2) 席図
- (3) 名簿
 - ア 千葉地方裁判所委員会委員名簿(平成17年5月10日現在)
 - イ 千葉地方裁判所委員会運営委員会構成員及び庶務担当者名簿(平成17年4月1 日現在)
- (4) 簡易裁判所へのアクセス拡大について(アンケート結果)
- (5) 意見交換テーマについて
- (6) 参考資料
 - ア 司法の窓第66号
 - イ 裁判員制度広報用グッズ(定規,クリアファイル,シャープペンセット)
 - ウ 新聞記事(裁判員制度についての連載記事,平成17年度憲法週間行事,裁判員制度世論調査,裁判官出前講義)
 - 工 案内図
 - オ リーフレット
 - 「初めて簡易裁判所を利用される方のために」
 - 「ご存じですか?簡易裁判所の民事手続案内サービス」
 - 「ご存じですか?簡易裁判所の民事訴訟」
 - 「ご存じですか?簡易裁判所の少額訴訟」
 - 「ご存じですか?簡易裁判所の民事調停」
 - 「特定調停の申立てをされる方のために」
 - 「特定調停の申立てをされる方のために(事業を行っている方のために)」
 - 「ご存じですか?簡易裁判所の支払督促」

- 「雇用関係のトラブルを解決したい方のために 裁判所の手続 」 「強制執行の申立てをされる方のために」
- カ 平成17年度憲法週間広報行事「本日のメニュー」
- キ 広報行事シナリオ(簡裁民事模擬相談,刑事模擬裁判)
- ク 広報行事アンケート集計結果
- ケ 市町村合併に伴う千葉地方裁判所の管轄区域一覧表

(別紙1)

(3)委員長の選任

(:委員長, :委員, :司会(委員長代理))

前委員長の阿部前所長が平成16年12月27日付けで異動したので,地方裁判所委員会規則(以下「規則」という。)第6条の規定に基づき,委員長の選任について協議願いたい。

第1回の委員長選任の際にも述べたとおり,委員長は,規則第4条第1号の学識経験者から選任されるのが望ましいと考える。この委員会において,法曹三者は,いわば「まな板の上の鯉」として,御指摘を受ける立場であるから,それ以外の委員を委員長に選任するのが相当である。

同意見である。

議事の運営という観点から,裁判所の委員が委員長になるのもあり得るのではないか。

学識経験者から選任すべきであるという御意見はもっともであるが,この委員会でまとまった意見を実行するという点を重視するのであれば,地裁所長が委員長になるのも一つのやり方だと思う。

いろいろな事務局事務もあるので,前委員長と同様に,地裁所長が委員長でよい。 同意見である。

山崎委員を委員長に選任する旨の意見が多数であるので,当委員会の互選により, 山崎委員が委員長に選任されたこととしたい。

(全員了承)

(別紙2)

(4)委員長就任あいさつ

本日は、お忙しい中を御参集いただき、お礼を申し上げる。

今後,委員会運営を行っていく際に何か不具合があれば,その都度柔軟に対応する ということで,あまり身構えずにやっていきたい。

規制緩和の目的は,過度の事前規制を止め,国民が自由に活動し,その上で問題が発生した場合には,それぞれの自己責任において解決するが,これを透明な手続,すなわち裁判で解決しようというものであり,民事でも刑事でも,司法が最後の砦となる。しかし,今までの司法は,立法・行政と比べてやや後ろにいるというイメージであった。そこで,平成9年から司法制度改革が進められ,最近になってこれまでとは大きく変わったと思われる現象が現れ始めた。

一つは,大企業同士の合併問題を裁判所の仮処分手続によって決着させ,その結果に経済界が従うというような新たな動きが出てきている。今までであれば行政庁のチェックや指導によって解決され,裁判所の出番がなかったような問題について,裁判所に決着してもらい,その結果に従おうという流れである。

また,国の対応に関しても,ハンセン氏病訴訟に代表されるように,第一審の判決が出た段階で,控訴もせずに裁判所の判決に従うという動きが出始めている。

このように,最終的には司法の判断に従おうという動きが,以前より鮮明に現れてきており,それだけ司法は責任が重いということを自覚しなければならない。

千葉地裁には,昨年12月28日に着任し,関係各機関にごあいさつに伺ったが,まだまだ司法制度改革というものが周知されていないという印象を持った。

私は,昨年まで司法制度改革という仏を作ってきたが,これに魂を入れるという作業は相当至難の業だと思う。まず,現地でしっかりその精神を理解し,それをこなして国民の方々に理解してもらわなければ,うまくいくはずがない。私も,自分が作り上げた制度をきちんと実行に移すことが今の自分の仕事であると考えている。

千葉に来てからは,「とにかく裁判所は待っていてはいかん。」と指示しており, 聞かれて答えるのではなく,自ら語っていく,「動く裁判所」の実現に努めてきている。

後ほど紹介する今年度の憲法週間広報行事についても,いろいろな新企画を実施し, 本委員会の委員の方々にも御協力をいただいたところである。

今後も,自ら出て行って,国民に対してやさしく,分かりやすく語りかける裁判所にしていかなければ,4年後の裁判員制度で,国民の皆様の御協力はいただけないと考えている。

私たちだけでは考えつかないことが数多くあるので,委員の皆様方からいろいろなお知恵を拝借し,沢山の御意見や御指摘をいただくことにより,少しでもよい裁判所にしていきたいので,よろしく御協力をお願いしたい。

(別紙3)

(5) 報告事項

(:委員長, :委員, :運営委員)

ア 第3回議事概要の公開について

当委員会の第3回議事概要については、その内容について各委員の了承を得た上、下級裁ホームページに掲載するとともに、千葉社会部記者クラブ及び千葉民間放送テレビ記者クラブ加盟各社(千葉日報、共同通信、毎日、時事通信、産経、NHK、東京、読売、朝日、日本テレビ、TBS、テレビ朝日、フジテレビ、千葉テレビ)に交付する方法により公開された。

イ 平成17年度憲法週間広報行事の開催について

平成17年度憲法週間広報行事の概要は,次のとおりである。

(ア) 広報行事「簡易裁判所の民事手続案内~だまされないためにも~」の開催

日 時:5月10日(火)10:00~12:30

場 所:千葉県教育会館501会議室

参加者:参加者64人

内 容:簡易裁判所の民事手続案内のビデオを上映した後,裁判所職員による 模擬相談の実演等を通じて,簡易裁判所の支払督促,少額訴訟を含む民 事訴訟,民事調停の各手続の内容や違いを,分かりやすく解説した。

また,簡易裁判所の民事手続を悪用した架空請求の事案が後を絶たない状況を踏まえ,千葉市消費生活センター及び千葉市防犯協会連合会の担当者が,架空請求の相談事例や被害に遭わないためのポイントについて説明した。

(イ) 広報行事「知っておこう!刑事裁判の手続~裁判員に選ばれたときのために ~」 の開催

日 時:5月10日(火)13:30~15:30(テレビ,新聞報道あり)

場 所:千葉県教育会館501会議室

参加者:参加者94人

内 容:来るべき裁判員制度の円滑な実施に実施に向けて,被疑者の逮捕から 起訴,公判・判決,刑の執行に至る刑事裁判手続の一連の流れを,裁判 所,検察庁,弁護士の各立場から説明した後,千葉県の法曹三者(現職 の裁判官・検察官・弁護士)が,殺人被告事件の模擬裁判を演じ,刑事 裁判手続を分かりやすく解説し,質疑応答を行った。 また,裁判員についての理解を深めてもらうために,「裁判員 × クイズに挑戦!」と題して,裁判官がその解答を解説しながらクイズを実施した後,参加者からの質問に答えた。

(ウ) 無料法律相談の実施(検察庁・法務局,弁護士会及び裁判所による合同開催)

a 5月12日(木)10:00~16:00

「三越千葉店」地下2階特設会場 参加者43人

b 5月13日(金)10:00~15:00

茂原市役所 参加者 3 1 人

c 5月24日(火)10:00~15:00

千葉地方・家庭裁判所松戸支部 参加者29人

広報行事を見学された委員の感想はどうか。

午後の行事を見学したが,大変面白かった。裁判官が,参加者の質問に対し,丁 寧,誠実に答えていた。

刑事の模擬裁判では,市民の感覚が法曹と異なっていると思った。殺意の有無が争われている事件で,ほとんどの参加者が殺意を否定する結論(傷害致死)だった。私も,どちらかというと傷害致死かなと思っていたが,裁判官が殺人罪で判決を言い渡した時は,会場全体がおおっという感じだった。その後,裁判官から認定のポイントの解説があり,興味深い内容だった。

無罪の認定をした方も何人かおり,市民の反応は様々だなと思った。

これまで,裁判官が法廷以外で,素人の質問に答えたことはなかったので,新鮮だった。

私も,素人の感覚で殺人ではなく,傷害致死だと思った。判決の時のおおっという反応は,逆に言えば,「やっぱり裁判は難しいな。裁判員制度はどうなのかな。」と一般の人が受け取ったからではないか。裁判官の解説を聞いて理解はしたが,法律的な解釈は,一般人の感覚とは違うなと思った。

当日,模擬裁判を見た人も,実際は関係者以外の人が何人いたのか。今後は,もっと一般の人が集まる場所で,ビデオ等を利用して常駐的にそれが見られるような環境作りを検討すべきではないか。ただし,その際のビデオ作りは非常に難しいものになると思う。裁判員制度を認知させ,広報していくのは,これからが本番である。

裁判員制度の広報では,どうしてこの制度を導入するのかをきちんと説明しなければ,国民の理解は得られない。

午前の行事を見学したが,所長が参加者の質問に長時間答えていたので,身近に 感じたのではないか。

午後の模擬裁判では,裁判官と同じ殺人罪を認定した参加者は,数人しかいなかった。裁判官の説明を聞いて「なるほどな。」とは思っただろうが,逆に裁判を遠いものに感じてしまったのではないか。最後に所長から「裁判官も変わらなければならない。」という発言があったが,裁判員制度は,一般の人の感覚を取り入れる

ことが目的であるから,法曹の方から積極的に変わる必要があると思った。

裁判員制度については,今後,更に法曹三者で問題点の検証等につき,試行錯誤 を重ねていかなければならないと考えている。

午前の行事を見学した。一般には,裁判員制度も,裁判手続についても,分からない人がほとんどである。今回のような一般人の感覚による寸劇やテレビ放送,ビデオ,出前講義などを利用して,いかに認知してもらうかが大事だと思う。

(別紙4)

(6) 意 見 交 換

(:委員長, :委員, :運営委員等)

テーマ1「簡易裁判所へのアクセス拡大について」

(簡易裁判所の民事事件の動向,受付窓口の現状について説明)

「簡易裁判所の民事手続を広く国民に周知し,より身近な裁判所とするための方策」について意見交換をお願いしたい。

先日の広報行事(「簡易裁判所の民事手続案内」)のアンケートでも,「このような行事を今後も繰り返し実施して欲しい。」という意見が多かった。

成人大学や公民館の勉強会に参加している若い人も多いので,そのような場所を 広報に利用してはどうか。

公民館等では市民向けにいるいるな講座を実施している。後日,裁判所に窓口担 当者の連絡先等をお知らせしたい。

ADR(裁判外紛争解決)との関係で,各所で行われている法律相談や市政相談をもっとお互いに協働して実施してはどうか。

確かに現在は,各種の相談を実施している様々な機関・団体間で,横の連絡が乏しいのが実情であり,来年度には,独立行政法人として日本司法支援センターが立ち上がる予定である。その際には,少なくても日本全国の地裁所在地 5 0 か所に地方事務局が設置され,各種相談窓口の情報を取りまとめて,国民に情報提供できるようになる。ただし,この場合でも,個々の裁判手続の内容までは教示されないので,裁判所は,積極的に広報を継続していく必要がある。

ADR法は,2年後までに施行される予定であり,いろいろな機関ができるであるうが,訴訟と相談の中間部分をどうするかというのは難しい問題である。今後も,調停手続の重要性に変わりはないのではないかと考えている。

インターネットのホームページで,申立書の書式をダウンロードして利用できるようになっていれば便利である。当事者にとっては,調停の申立書を書くのが大変なので,「当事者は?請求は?」といった形で,問答形式に答えていけば申立書が出来上がるような書式があれば親切である。相談者には,裁判所に行けば用紙をもらえることは伝えているが,自宅でダウンロードできればもっと利用しやすくなる。

不動産執行事件については,申立書等のダウンロードが可能である。

当庁のホームページでは,簡裁民事事件の書式については,まだダウンロードできるようにはなっていない。

法律相談で簡裁の手続を教示しても,当事者は,具体的にどういう内容で申立書を作ればよいかが分からない。調停申立ての場合でも,相手方が歩み寄れるような内容で,「相当額を,相当の期間で支払え。」と書くのが難しい。

来庁者は,どの手続が自分にとって一番有利なのかが知りたいのであるが,裁判

所は,公平中立な機関であって,手続しか教示できない。どの手続を選択するかは, 当事者自身で決めるか,弁護士に相談して決めるよう勧めている。

法律相談で一番聞かれるのは,管轄(「遠くの裁判所まで行かなければならないのか。」)と費用(「どのくらいの費用がかかるのか。」)である。その上で,訴訟か調停かを選択するよう教示している。

家裁の調停申立書は,かなり整備されていて使いやすい。元々本人が記載する前提で作られているので,書き方を聞いてくる者はほとんどいない。

昨年,裁判所の簡裁部会で訴状の定型書式を相当作成し,記入方法や添付書類を 記載した書面とともに,窓口で当事者に交付し,利用してもらっている。

調停,支払督促についても,定型的なものは窓口に備え付けてあるが,特に調停は,その定型にあてはまらないものが多い。その場合には,参考例を示しながら手続相談を行っている。

今後も,分かりやすい書式を備付けについて,その場所や方法も含めて検討して いきたい。

簡易裁判所の手続に限らず,裁判所に対する御意見や御要望があれば,お伺いしたい。

無料法律相談を,もっと全県的に拡げて実施することはできないか。例えば,管内の裁判所を一日開放して,一斉に法律相談を実施することはどうか。

5月に実施した無料法律相談は,件数が少なかった。

現在,5月の憲法週間と10月の「法の日」週間に,裁判所,弁護士会,法務局, 検察庁の共催で無料法律相談を実施しているが,弁護士会や司法書士会,調停協会 でも独自に開催している。

それぞれの機関や組織で実施している相談を,もっと統一して実施してはどうか。 来年設置される日本司法支援センターの地方事務局とどのように連携していくか という関係もあるが,御指摘のように数多く,広い地域で相談を実施できればよい と考えている。ただ,実際には,現在でも庁舎が狭いために,法廷のやりくりに苦 労している状況である。

広報のターゲットを,現在紛争を抱えている人と,そうでない人とに分けて考えてはどうか。

実際にトラブルに巻き込まれた人は,最初は警察や役所等の行政機関に行く人が ほとんどであり,その人達にとっては,裁判所はとても敷居の高い存在である。

それらの人達のために,ホームドクターのように行きやすく,分かりやすい相談機関がまず必要である。その次の段階で,裁判所に行こうという人達に対して,敷居を低くするような方策を考え,裁判所に来た人達には,先ほど話のあった分かりやすい書式等を交付するというように,利用者の段階に応じた対応が必要である。

調停申立書については,家裁の離婚や遺産分割は定型化しやすいが,民事は紛争が多様なので,書式のガイドラインを作成したり,税務署の確定申告の書式を参考にしてはどうか。また,インターネットやタッチパネルを利用して,申立て手続を分かりやすく示してはどうか。

国民に親しみやすい裁判所にするには,具体的事件における裁判官の当事者対応も重要である。先日,本人訴訟の法廷を傍聴したが,裁判官が分かりやすく手続の流れを説明しながら,裁判を進めていた。一般的な広報も必要だが,個別具体的な事件で,それぞれの裁判官が当事者に分かりやすい裁判を実施していけば,裁判所がもっと親しみやすくなると思った。

裁判官としても,本人訴訟の場合と代理人がついている場合では,当事者に不公 平感を抱かせない範囲内で丁寧にやっているつもりである。今日の御指摘は,民事 部会で他の裁判官達にも伝えたい。

今後更に、一般の利用者に分かりやすい裁判の実現に努めたい。

テーマ2「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」

(前回の委員会以降,裁判所が実施した広報行事内容,今後の計画等について説明)

今後も,更に裁判員制度の広報を充実させていくつもりであるが,改善点や今後 の方策等について意見交換をお願いしたい。

実際に裁判員制度の法廷があった方がよい。制度の説明だけではなく,実物の法廷を見せた方が実感がわいて分かりやすい。

家裁で参与員制度を導入した際も,参与員の席がある法壇の低い法廷を実際に作って広報に役立てていた。

最高裁や国,県単位で実施する広報の案については,具体的にもまれているのか。 裁判員制度の施行まであと4年しかないのに,私たちのところまで,よく伝わってこない。簡易裁判所の手続は,必要に迫られれば裁判所に来るだろうが,裁判員制度は,国民に周知徹底して,その不安を解消しなければならない。

私たちメディアも,電波や紙の特性,短所を踏まえながら広報に協力しなければならないと考えているが,やり方を間違えて一人歩きを始めると大変なことになる。 現在も,それぞれでビデオを作成しているようだが。

ビデオは、日弁連、法務省で作成したものがあり、最高裁判所も作成中である。 民間企業から見ると、やはりお役所仕事だと思う。ばらばらに作成するのではなく、なぜ一緒にやらないのか。やることは決まっているのだから、それぞれ役割分担を決めてやれば簡単なことではないか。

法曹三者がそれぞれの立場から,裁判員制度の在り方や進め方を検討していることから,それぞれの立場で広報を進めているという事情もある。

出前講義のように裁判所が外に出て行く広報もよいが,実際の法廷で公開されている裁判を傍聴することも,市民参加の一形態であると言える。作られたものより生の裁判を見る方が大事である。裁判所から積極的に,学生等に裁判傍聴を呼びかけてはどうか。

現在でも,法科大学院生には民事,刑事両方の法廷を傍聴してもらっており,私も傍聴後に学生達に話をしたことがある。法廷傍聴についても,更に広報を進めていきたいが,高校程度になるとカリキュラム上なかなか裁判所に出掛けられないので,こちらから出掛けていくことも必要である。

夏休みの親子見学も,普段裁判所に来られない子供達に裁判所を知ってもらうために企画した。

これからは、子供のころから法教育を行うことも重要になる。

司法教育をどうするかという点については,現在,法曹三者で検討中である。中央から統一的な考え方を出してもらうとともに,千葉独自でできるものがあれば, 実施していきたいと考えている。

先日,中学生を対象とした法教育を実施しているという新聞記事を読んだが,このように入口の段階から実施していかなければ,裁判所だけでは,全体としての司法改革は難しいと思う。

生徒達が出前講義を体育館で座って聴いている記事があるが,もう少しきちんと した場所でないと,効果が上がらないのではないか。

裁判員制度では,無関心層に「裁判員制度の事実認定は,つまらないことではない。」というメッセージをどのように伝えていくかが重要である。裁判所から一方的に広報をするばかりでなく,例えば市民を模擬裁判に参加させ,「つまらないものではない。難しいものではない。」ということを口コミで広げていくことが大事である。以前,街作りのプロジェクトに参加した際には,まず子供たちから巻き込んで市民全体に行き渡らせる手法が効果的であった。

若い人達に興味を持たせるために,例えば,役者に証人尋問だけを演じさせ,どういう事実認定をするかというようなゲームや知恵比べをさせたり,そのようなソフトを作成することはどうか。「このようなことがあったら,君はどう思う?」というようなゲームには,高校生くらいの人達は案外興味を持つものである。

先月,弁護士会が中学校で行った模擬裁判では,人間ではなく,「三匹の子豚」 に置き換えて,殺人罪の被害者をオオカミ,加害者を三匹の子豚として実施した。

最初からあまり難しいと拒否反応が起こるので,現時点では,「どういうふうに思いますか。」という非常に単純なところから始めている。毎年,少しずつグレードアップして,施行の前年には実際の事件と同じ程度のレベルにしたい。

広報についても,同じことを繰り返すのではなく,争点を一つくらいに絞って, 市民が興味を持つような内容でグレードアップさせていきたい。

本日の意見交換を参考にさせていただき,更に工夫を重ねていきたい。

(別紙5)

(7) その他

(:委員長, :委員, :運営委員)

ア 千葉地方裁判所庁舎の建て替えについて

法廷棟及び別館の建て替えが,平成17年度予算で認められた。

現在,法廷棟は,法廷及び事件関係の執務室として,別館は,交通切符処理及び 執行官室等として,それぞれ使用されている。

新庁舎は,地下1階,地上7階建ての規模で,平成20年度(平成21年3月) までに完成する予定である。

新庁舎の工事中は,地裁事務棟と家裁棟との間に仮庁舎を建設し,この中に裁判員制度の法廷を一つ作り,制度や広報についての検証を行うことを考えている。

現在,敷地内の埋蔵文化財及びポーリング調査等を終えた段階であり,今後,仮 庁舎の具体的な設計や新庁舎の基本計画等について検討していくことになる。

イ 市町村合併に伴う管轄区域の変更等について

市町村合併に伴う千葉地方裁判所の管轄区域の変更等については,席上配布資料のとおりである。

千葉県において裁判所の管轄区域が変更になるのは,平成18年3月27日に成田市に編入される下総町及び大栄町(佐原支部・佐原簡裁から佐倉支部・佐倉簡裁に変更)のみである。

合併によって新市名となった場合には,裁判所の名称も変更されるのか。 管轄法の改正がない限り,裁判所の名称は変更しない。